

昭和戦前期の少年教護院における保姆の役割

The Role of Nursery Governess in Home for Juvenile Training and Education Pre-World War II in Showa Period

佐々木 光 郎

1 研究目的

本稿での「昭和戦前期」とは、少年教護法が制定（1933）されたところから太平洋戦争が勃発した直後の1942年ころまでとする。この時期は感化教育事業が少年教護事業へと転換し、間もなくして戦時厚生事業へと組み込まれた時である。この間、少年教護院の保姆が専門職として制度上どの程度認知されたのか、どのような役割（職務）を担ったのかを明らかにするのを目的とする。本研究は、児童自立支援施設の児童生活支援員（女子の制限は撤廃）の職務について戦前の「原型」に遡って検討するのに資する。

なお、本稿では、対象となる「児童」「少年」「在院者」（おおむね14歳未満）をすべて「子ども」と表記し、「保姆」については歴史的に意味のある職種名なので原語のまま用いる。

2 研究の視点および方法

（1）研究の視点

少年教護法は「少年の科学的審査」、「尋常小学校の教科終了の学力認定」¹⁾などを定めたほか、道府県立少年教護院職員令（1934）では、少年教護院に「保姆ヲ置ク」（第1条）と明記し、保姆は教諭とともに「在院者ノ教護ヲ掌ル」（第5条）とされた。しかしながら、「教護」の目的や内容の大枠は存したものの、保姆が日々の教護実践において具体的にどのように「掌ル」のか、その方法等はまかさせられた。

感化法下では、大正末期（1922年）、全国では、仏教寺院を中心とした代用感化院が4割余も占め、²⁾ 創立者等の家族を中心とした運営が主で、保姆には乳母的な「母たる愛」と家政婦的な「主婦たるの権能」が期待された。留岡幸助（1933）は、「一家族中に於ける婦人の任務が大切である」といい、保姆たる者には「子供の躾けや、病気の世話や、身の廻りのことや、色々と細かいことに同情を注いだり、慰めたりすること」を求め、これらは「皆婦人の仕事に属する」³⁾と述べている。不良の子どもの感化教育実践における保姆の役割の「源流」を読み取れる。しかしながら、保姆を専門職とする視点からみると、採用資格、待遇、職務の範囲等があいまいであった。

ア 保姆の職務—専門性への志向

昭和初期、私立感化院は次第に道府県立へと移管した。県費・国庫負担による不良の子どもへの養護と教育が行われるにつれ、保姆たちは自らの仕事を対象化し始めた。まず、どこまでが保姆の職務なのか、その領域を見定めようとする機運が芽生えた。たとえば、九州沖縄各県感化院保姆研究会（1931）では「族長ト保姆ノ分担事項承リタシ」が協議されている。⁴⁾

やがて、「教護ヲ掌ル」者として、どのような養護と教育（教護）が必要なのか、実践の内実を模索し実践し始めた。徳島県立徳島学院の保姆・富士居カオリ（1940）は、「衣類の外から見ると全くの洗濯婆さんでございます」と言いながらも、「只の洗濯婆さんではない。要教護少年を教化し善導する先生であり母性愛を与へるお母さんであるとの自信をもっています」⁵⁾と述べる。すなわち、感化法下で言われた「母性愛」や「主婦の権能」の働きを引き継ぎつつも、そこに留まらず、子どものすがたを対象化して観察し、教育学や心理学などの知見に基づき科学的な子ども理解と、それに応じた最も適したかかわり（教護技術）を実践しつつあった。教護実践の専門性への志向である。

教諭側からも保姆の職務の「専門性」を支持する発言がみられた。静岡県立三方原学園の山内一郎教諭（1940）は、保姆は「下女ではない。炊縫婦でもない」と述べ、「保姆でなければ出来難い尊い教護部面の担当者」⁶⁾であるといい、さらに山内（1939）は、教諭と保姆の役割について、「父は厳に、母は慈にと言ふ」が、「父も慈に、母も厳にありたい」⁷⁾と述べ、先駆的な提言までも行っている。

イ 資格・待遇・研修

配置、任用資格や待遇等の実態の概要をつかむことで、専門職としてどの程度認知されつつあったかがわかる。さらに、専門性を維持するための研修体制がどのようなものであったかも問われる。

ウ 職務の「限界性（非連続性）」と「連続性」

昭和戦前期という歴史的な制約の中での保姆の実践にはおのずと時代的な「限界性」があった。少年教護院は、不良行為のあったないしはおそれのある子どもを入院させ、もって不良性を改善させ、将来、一人ひとりが「独立自営」できるように教護（養護・教育）するのを目的とした（少年教護法施行令第1条）。ここでの「独立自営」とは、戦後のいう「個人の尊厳」の考えとはおおきく違っていた。すなわち、他者に迷惑を掛けないように自立（独立）し、自分の力で生活を営み（自営）、「天皇ノ赤子」として「奉公」ができる人間になることであった。とりわけ、戦時厚生事業が展開されると、「独立自営」のための教護目標は「個人主義」として批判され、1941年の改正少年教護法では、「皇国ノ道ニ則リ」をもって実践することをうたった。ここに、少年教護事業はもろに戦争遂行のための「人的資源供給」の事業へと変容し終戦を迎えた。保姆の職務もこのような時代の要請を直接的に受けた。これをこの時代における保姆の役割の歴史的な「限界性」または戦後との「非連続性」と呼ぶことができる。

他方、保姆は、不適切な養育環境で育った不良の子どもたちのゆがみを真摯に受止め、落ち着いた暮らしを取り戻し基本的な生活習慣を身につけさせるなど、いつの時でも変わらぬ普遍的な任務

があった。やがて、戦後の児童福祉法のもとで、教護院の教母の教護実践における「共に（with）の精神」として引き継がれた。この役割については教護実践における「連続性」といえる。

（２）研究の方法

戦前の先行論文として、1940年1月、日本少年教護協会が『児童保護』（第10巻第1巻）で、「保姆の任務」を特集したものがあつた。近藤基平「少年教護院に於ける保姆の任務」、山内一郎「保姆任務の重要性」、富士居カオリ「少年教護院保姆を勤めて得たる体験の一端」、白水シズエ「家族舎に於ける保姆の任務と活動」の4論稿である。戦後では、各教護院（児童自立支援施設）等が発刊した「七十年史」「百年史」等の記念誌で当時の保姆の回顧録等が紹介されている。これらの先行論文・資料を踏まえ検討する。

さらに、この時期に各少年教護院が発行した『要覧』や業務日誌などの資料を発掘し検討した。『児童保護』、全国教護協会編『教護事業六十年』などの基礎的な文献も参考、引用した。なお、原資料のなかに、今日では「差別用語」と言えるものを含む場合、史料的意義のあるときは注解をつけて掲載した。

注

1) 全国教護協議会『教護事業六十年』、1964年3月、5頁 2) 1922年7月現在では、感化院の設置者は国立1、道府県立31、私立（代用感化院）24施設であつた。日高武六「全国感化院一覧（大正11年7月末調）」『感化教育』第1巻第1号、93頁～99頁。 3) 留岡幸助「感化事業実施方法」『留岡幸助君古希記念集』、1933年12月、459頁。 4) 「九州沖縄各県感化院保姆研究会の概要」『児童保護』第6巻第11号、1931年11月、26頁。 5) 富士居カオリ「少年教護院保姆を勤めて得たる体験の一端」『児童保護』第10巻第1号、1940年1月、32頁～35頁。 6) 山内一郎「保姆任務の重要性」『児童保護』第10巻第1号、1940年1月、41頁。 7) 山内一郎「教護院職員の発憤を望む」『児童保護』第9巻第12号、1939年12月、27頁、30頁。

3 保姆の実態と制度

（１）実態（全国）

「夫婦保姆」と「単独保姆」の2つの形態が存在した。国立武蔵野学院長菊池俊諦の「全国少年教護院に関する調査」（1940年度）¹⁾によると、「夫婦制を採用するものが、最多数である」といい、「夫は教諭、若は職員として勤務し、妻は保姆、若は保姆心得として勤務しているものが、断然優勢」であつた。143組の夫婦職員、すなわち同数の保姆がおり、うち院長の配偶者たる保姆は30名であつた。「単独保姆」は「未亡人、若は未婚者を保姆として、専任するものもあれども、其の数は極めて少数である」という。国道府県立少年教護院の職員（嘱託・雇い等は除く）は、男子244名、女子152名で、女子のほとんどが保姆であつた。年齢、学歴等についてみる（注：計が152名になっていない項目もある）。²⁾

表1 女子職員（保姆）の年齢、勤続年数、学歴（1940年度）

年齢	60代	5名、50代	21名、40代	36名、30代	60名、20代	26名	計148名
勤続年数	20年以上	10名	10年以上	21名	5年以上	35名	5年未満 74名 計140名
学歴	師範学校卒	19名	高等女学校卒	47名	実科女学校卒	39（内中退1）名	女子専門学校 2名 看護婦、産婆学校又は受験 17名 小学校卒 28（内不明8）名 計152名

（2）配置と資格

ア 配置

少年教護法施行令では、院長のほか「教諭、保姆、書記、院医」を置くとした（第1条）ものの、「道府県立少年教護院職員令」（1934年9月29日公布勅令第282号）では、「保姆ハ院ノ状況ニ依リ之ヲ置カザルコトヲ得」（第1条）と定めた。保姆は法的に置かなくともよい職種で制度的な安定さに欠けた。だから、公立少年教護院の場合、保姆を置くかどうかは各道府県の対応にまかされた。

1つは、「職員令」にならって、公的には保姆を置かなかった。菊池の調査では、全国的には、武蔵野学院をはじめ23少年教護院に及んだが、すべての施設では教諭の配偶者等を「助手」「保母心得」などの職名で発令し「保姆」の職務を担わせた。2つは、道府県当局が少年教護院には「保姆」が必要であるとして、独自に「県令」や「県部長依命通牒」等を定め「保姆」の職名をもって採用した。いずれの場合も任命権者は地方長官である。たとえば、茨城県立茨城学園の発令辞令は「〇〇〇〇（氏名） 茨城学園保母心得ヲ命ス 月給金八円給与 昭和十二年〇月〇日 茨城県」で、辞職辞令は「茨城学園保母心得〇〇〇〇 願ニ依リ茨城学園保母心得ヲ解ク 昭和十四年〇月〇日 茨城県」（総務部人事課扱）³⁾の様式であった。分限に関しては「公立学校職員分限令ヲ準用」（職員令第16条）した。

なお、1939年4月現在で、少年教護法によらない少年教護事業を行う私設の少年教護院は、家庭学校（東京）、武田塾（大阪）、成田学園（千葉）など全国で7施設を数えたが、すべてが保姆を配置していた。「女性の力」は少年教護実践上欠かせない職種であったといえる。

イ 資格

教諭の配偶者というだけで採用され「資格」は必要とされなかった。採用者のうち、「左ノ資格ノ一ヲ有スル者」は「判任官待遇ノ保母」として任用された（職員令第8条）。

一、教護又ハ教育ニ関スル判任官以上又ハ判任官待遇以上ノ職ニ在リタル者。

一、師範学校、中学校、高等女学校若ハ実業学校ノ教員又ハ小学校ノ正教員ト為ルノ資格ヲ有スル者。

一、三年以上教護又ハ教育ニ関スル公務ニ従事シタル者。

一、教護又ハ教育ニ関シ学識経験ヲ有スル者ニシテ普通試験委員ノ詮衛ヲ経タル者。

採用時は「判任官待遇ノ保母」とそうでない者とがいたが、「三年以上教護」に従事すると「待遇ノ保母」となる途が開かれていた。「待遇ノ保母」は「一級」から「十三級」まで区分され、俸給は115円から30円が支給された（1934年）。ちなみに、教諭（院長）の最高額の年俸は3,400円（同）であった。

「小学校ノ正教員」等の資格者は、学科指導も担い、たとえば、「保母兼教諭」（石川県立育成院、

1935)として発令されたところもあった。⁴⁾「保姆制度」をとる場合は、一般的には、任用資格の有無や経験年数などを勘案して職階制をとり、「判任官待遇」の者は「保姆」、資格のない者あるいは経験年数の満たない者は「保姆心得」および「助手」等とした。例外的に職階制はとらないで、すべての者をはじめから「保姆」として採用したところもある。他方、「保姆制度」をとらない施設であるが、ここでも、宮城県立修養学園(1939)のように「助手、助手心得、臨時助手」のように職階制を導入した。⁵⁾

ウ 研修等

保姆は職務の専門性を維持するには絶え間ない自己研鑽と、公的な研修制度が保障されていなければならない。後者については、1931年4月から1944年3月までに九州、関西、中部、北陸、関東、東北などの地域ごとに開催道府県等の主催による「保姆研究会」や「女子職員少年教護研究会」等が開かれ、のべ18回を数え、内務(厚生)省の係官が同席するなどした。協議題等を見ると、「偏食ノ矯正」(1936)、「家庭に於ける学習指導」(1937)、「夜尿症」(1939)、「経済観念の養成」(1940)などの事項が取り上げられた。また「単位式栄養献立に就て」(1937、兵庫県農工学校保姆中川はるえ)等の研究発表も行われた。1939年以降になると、「物資統制の時局下」の「家庭消費生活」などが協議題となった。⁵⁾

(3) 家族舎運営における保姆

家族舎は、「日々の<生活>や<教育>を具体的に支え、児童と職員が共に暮らす<住まい>」であった。⁶⁾子どもが入院すると「同時にその教諭夫妻(妻は保姆として家庭的教護を掌る)の家庭の子として迎えられる」(1935、京都府立淇陽学校)⁷⁾。院長が入院した子どもの「親権」を行った(少年教護法第15条)。ついで、院長の指導監督のもと各家族舎の教諭・保姆が実質的に親権を行使する立場にあった。

ところで、留意すべき点は、保姆と教諭との関係には旧民法を貫く家族観が色濃く反映されていたことである。「戸主」の権限は大きく「其家ニ居ル者及其配偶者」は「家」に属した「家族」であった。小舎夫婦制をとる家族舎にも「家」制度の考えが持ち込まれ、保姆は戸主たる教諭の従たる地位にいた。このことを代表する意見の持主が岡山県立成徳学校長の菅済治(1935)である。

管は教諭たる「家長は一家庭を統率し、其家庭経営の理想目的を定め生徒の訓育を司り、保姆は家長を補佐」⁸⁾すると述べ、保姆については「家を出で行きかちの婦人は必ず家庭教育の失敗者であり、主婦として、又母としての本分を全ふしない者である」という。同学校の坂本章子保姆(1936)も、自ら「家長」に「順応」し「徹底した悟りの下に従い援ける」のを本旨とし、いわく、保姆はあくまでも「内助の功」であって、家族舎の運営の「全責任は男子が負ふべきもの」⁹⁾であるという。他の少年教護院でも同じモットーで、たとえば東京市立誠明学園でも、すなわち、教諭は「家長」として、その家庭を統率し、保姆は「之ヲ補佐ス」とした(1940)。¹⁰⁾

(4) 職務の辛苦

保姆や職員の辛苦も述べられている。萩山実務学校(1939)では、各寮(9寮)で保姆が炊事を担当したが、「炊事迄やることは余りに重荷ではあるまいか」¹¹⁾という。さらに、職員家族もいっ

しよに暮らすことから由来する困難さもあった。広島学園長の小森隆一（1939）は苦勞を語る。たとえば、「生徒は既に、起床して居るのに、家族の中には未だ寝ているものがあるとか、生徒が室内で静かに自習する時間に、家族は其の門先で盛に遊び戯れて居る」¹²⁾ ような場合であった。

注

- 1) 、2) 菊池俊諦『全国少年教護院に関する調査』、日本少年教護協会、1943年10月、40頁～41頁。
3) 茨城県立茨城学園『創立70年の歩み』、1980年3月、34頁ほか。 4) 石川県立育成院『石川県育成院要覧』、1935年4月。 5) 「感化院・少年教護院職員による研究会等の開催一覧」寺脇隆夫・石原剛『児童保護 別冊解説』、2005年10月、114頁～115頁。1931年4月から1944年6月まで『児童保護』の各号での研究会報告等を参照。 6) 阿部祥子『もうひとつの子どもの家』、ドメス出版、2005年、17頁。 7) 三浦慈圓『少年教護法の解説と教護教育』、1935年10月、東陽書院、124頁。
8) 岡山県立成徳学校『成徳』第1号、1935年1月。 9) 坂本章子『保姆の心得』（未刊行）、1936年。
10) 東京府立誠明学園『東京府立誠明学園報告』第1号、1937年8月。 11) 池末茂樹「少年教護院における保健問題」『児童保護』第9巻第10号、1939年10月、65頁。 12) 小森隆一「教護院職員の家族の問題」『児童保護』第9巻第12号、1939年12月、11頁。

4 各少年教護院にみる保姆の役割

1937年に日中全面戦争がはじまり物価高騰や経済統制が家族舎生活に影響を与えた。おりしも国策により、「皇恩」に応えられる子どもの体位向上が叫ばれた。このような状況の中で、保姆たちは日々の暮らしを支え「教化善導」につとめた。職務の範囲や内容も「只の洗濯お婆さん」から、専門職としての家族舎運営にかかわる職務として整理されつつあった。いくつかの少年教護院についてみる。

(1) 群馬県立群馬学院

近藤甚平院長（1938）は、入院以前の子どもの生活実態を観察した結果、そのひずみの改善には保姆による「日常生活ノ訓練指導」¹⁾ が重要であるという。家族舎の運営では、「主婦なき家庭は淋しきものであり陰鬱」であると述べ、保姆の役割を高く評価する。近藤も、保姆は「夫を扶け」る「協力者」であるといい、その前提に立って保姆の職務としてつぎの9点を挙げる。²⁾ 授業の受持も含まれている。

ア、「朝礼その他の儀式及び諸集会に参列して生徒と共に修養の道」を歩む。イ、「教科の一部」を受持つ。ウ、「保健衛生に注意すべきは重要な任務の一つ」であるから、「食事の献立を適当にし栄養を安価に得しめ」、「体力増進」を図る。エ、「衣類の修理補綴洗濯等は率先之を行ふ」と同時に、「生徒を指導して之を行はしむべき」である。オ、「寮舎の掃除清掃整頓等は不断の注意を怠らず、進んで装飾に意を用いて「住みよき寮舎」にする。カ、けがや病気の看護は「母として周到懇切」に行う。キ、「日用品の給与は適当に之を施し」、「私有物品は保管して必要に応じ使用」させる。ク、院の「来客の接待」につとめる。ケ、日常生活の「言語作法等

の指導訓練」を行わせる。

(2) 静岡県立三方原学園

山内教諭(1940)は、保姆は「寮舎を明るくするもの」といい、「大事な要素」は、「健康な体、聡明な頭、清い心、純なる愛、深い信仰、強い信念、正しい常識」であるという。³⁾不良の子どもたちの生活態度の改善には基本的な生活習慣は欠かせず、保姆は教諭とともに規則正しい家族舎生活を担った。⁴⁾

朝五時(冬期は五時半)起床の鐘。どの寮舎も一斉に雨戸を開ける。その週の当番、炊事、庭掃き、拭掃除として定められた部署につく。神殿に礼拝。

六時(冬期は六時半)寮の先生が着座。寮生一同が左右に並び、保姆が、母親としてお給仕に就く。

食べ終わった食器は、銘々洗ひ場に行つて洗つてきて、布巾に包んで所定の棚に整理して置く。

昼 午前の学科が終ると、嬉々として我が家の寮舎へ帰つて来る。「只今帰りました」と保姆に挨拶をして神殿に礼拝、昼食。

六時(冬期は五時半)夕食 それまでに、寮の内外を掃除して一同和服に着替へる。食事が終れば風呂(隔日)、学習、娯楽となつてラヂオニュースに耳を傾けるものもあれば、連珠、将棋。

八時 寮長は一同を集めて仏前に端座させる。瞑目五分、しづかに(ママ)今日の一日を想ひ起させる。

偶々自分だけで納得出来ない問題でもあつたなら寮長は適当にこれを指導してやる。数珠をもつて仏壇に向ひ和して誦經をする。

1936年2月現在、富士寮園長満留進・保姆満留ヒサ、天城寮教諭鈴木光太郎・保姆心得鈴木ひさえ、大井寮教諭山内一郎・保姆山内とし、天龍寮教諭加藤繁英・保姆心得加藤さきの4寮体制であった。⁵⁾

(3) 奈良県立自彊学院

1937年3月現在、20名(男子15名、女子5名。男子1名が無断外出中)が暮らしていた。家族舎は1寮(教諭兼院長東旭太郎、保姆東志津江)で、職員はほかに教諭1名、教諭嘱託2名、書記1名、院医嘱託2名がいた。寮の「居寝室」は6室あり各室に3、4名が居住し、教諭・保姆は「情味ある家庭生活」のために「起臥」した。13名の子どもが疾病をもち、衛生、食事面に留意したという。^{6)、7)}

ア 保姆の主務(主な任務)

(ア)「住居」では「清潔・整頓に留意して環境の整理に努力す」ること。(イ)毎日の「起床・掃除・洗面」、「就寝」の指導に努めること。(ウ)「衣服」の「洗濯・補綴に留意し」て「気持ちよい服装をなさしむ」こと。(エ)「食事」では、「日々献立表に依りてこれを定む」とし、献立表をつくること。「副食は大体朝漬物、昼及夕は一菜又は一汁なり」、「祝日祭及び地方行事の日は

特別とす」としていた。なお、「間食は週に二、三回」とした。子どもの「嗜好を顧慮し、又献立の変化、身体の栄養、地方生活の状況に顧慮せんことに留意する」こと。(オ)「衛生」では、被服を「常に清潔を保たしめ」「隔日に入浴せしめ」ること。寝具は「度々日光消毒を行」うこと。また、子どもたちには「薄着をさせ、冷水摩擦、深呼吸等を奨励し、体質虚弱なる者には強壯剤を与へ、毎月二回一般に海人草を服せしむ」こと。(カ)看護では、「救急設備をなし応急処置を施し、傷病の場合は嘱託医に受診せしめて施療す」ること。つぎの作文は、ある子ども(男子)が、「はくのかからだ」と題し綴ったものである(1934、原文)。

「はくのかからだはよはくて、ときどきはらいたをおこします。はくのはらいたはしやくです。はらいたになるといたくていたくてたまりません。こんなときはすぐにおいしやをよんで、(保姆が)くすりをのませてくださいます。」

(キ)学科、実科の一部教授 女子に「家事、裁縫手芸の実習を加ふ」とし、毎週授業時数を定めた(同学院規則第6条)。保姆は「家事」「裁縫」の授業を行った。学科での授業時数は小学校より多かった。

表2 実業科目の毎週授業時数

学年／科目	尋1	2	3	4	5	6	補習科
農業	3	3	6	6	6	6	2
家事	3	3	3	3	3	3	4
裁縫	3	3	3	3	6	6	6

参考 小学校令施行規則第17条が定める毎週授業時数(女子)

学年/科目	尋1	2	3	4	5	6	補習科
農業	0	0	0	0	0	0	2
裁縫	0	0	0	2	3	3	4

イ 院長・教諭の補佐

「補佐」とは、院長・教諭が主幹する職務がより効果的かつ円滑に遂行できるように援けることをいう。教諭を援け「児童生活の充実を図る」ことであった。つぎのような役割が挙げられた。

(ア)朝の行事 「朝の祈」は院長(教諭)が主宰して行い、保姆はこれを補助した。教諭の指導のもと「大国旗を掲揚して敬礼」、「ラヂオ体操(運動場)」「東向宮城遥拝」を行わせ「教室に静座して朝の祈朗誦」させた。「朗誦」では「皇国の民と生れし身を、空しくせずと心に誓う」を唱和させた。

(イ)朝食、夕食の祈り 保姆も含めた全職員が子どもたちと会食した。食事の前に一同が「食事五観」を唱えた。「食事五観」では「一粒米の重きこと真に大地の如し」などを唱えて食事をとった。

(ウ)自習 保姆は、午後7時から午後8時30分まで自習時間を監督した。

(エ)夕の行事 自習のあと、院長(教諭)が主宰し、「職員・児童全部」が集まり、「静座・合掌・黙祷・般若心経講誦・廻向文を唱へ」、子どもたちは「一日の行事を反省して各自に必ず、感話を述べ日記を記し」、のち「夕の祈」を朗読した。この間、30分から1時間を要したが、「夕の祈」

の最後には「新なる身と心をもて、明日も吾事に勤めむ。天も照し神も護る、吾日々の業は貴し」と結んだ。

(オ) 娯楽と趣味養成 「院内生活を楽しませ、常に明るい気分を持たせ、心情の陶冶に資す」ために「室内に挿花せしめ」たりした。このほか「茶話会」を催した。

(カ) 年中行事 明治節には「神官を招きて、院内社頭に於て皇祖宗の祭典を行」うのを常とした。春秋二季の「皇霊祭当日」には「僧侶を請じて納碑塔前に於て法要を営み」、子どもたちは「焼香拝礼」した。このときの神官や僧侶等の接待は保姆が行った。施設では、「遠足・登山等も行ひ、夏季は午後水泳」や「祝祭日には小学校に準ずる儀式を行ひ、正月・節句・盆・所在地の氏神祭等には地方の例に準じて行事を行」った。保姆は、家庭の主婦として、馳走の用意その他の仕事に追われた。

(4) 栃木県立那須学園

1935年7月現在、教諭・保姆のほか、小使（夫婦）、炊事婦（名）、農夫（作業夫）と呼ばれる雇人もいた。保姆は判任官待遇であった。⁸⁾ 家族舎（1939.3）の配置はつぎのとおりであった。⁹⁾

表3 家族舎の配置

区別	第一家族舎	第二家族舎	第三家族舎	第四家族舎	食堂炊事室	浴室
坪数	40.75	24.50	33.50	25.75	16.75	4.50

池田實道園長（1939）によると、保姆は教諭と一体となって「少年の人格陶冶上に重要な影響をなすものである」といい、「早晩起床の時より、就床迄、二六時間中を通じて」の「全生活、全勤務である」が、「一般家庭に兎角忘れられ勝ちである」「家庭生活に必須なる事を習慣付け」るのを「養はせる」ことが「少年教護教育上最も大切である」¹⁰⁾と述べる。

ア 主務 「室内外の掃除及炊事（生徒食堂の当番）」、「衣類及学用品等日用品の取扱保存方法手入方法」、午前の「学科」さらに午後の「実科」が終わる午後4時30分からの「掃除」。

イ 補佐 「社会生活に必須なる儀礼の訓練、神仏を礼拝して感恩感謝の念の涵養（朝夕に行ふ）。」朝は「神前に、夕べは仏前に導いての魂教育」午前7時30分からの「朝礼」では「宮城神宮遙拝、奉安殿参拝、神社参拝、宣誓書奉読（神社前に於て）」。

午後5時からの「暮例」。夕食後の午後7時からの「黙読（自習）」。

午後8時からの「仏前集合、静坐・反省・礼拝」である。

(5) 山梨県立甲陽学園

1935年4月に開園した。翌1936年8月現在、定員30名で16名が入院していた。男子15名、女子1名で2寮の家族舎であった。¹¹⁾ 第二寮は未開であった。第一寮（定員10名）は園長教諭・静永秀雄、保姆・静永エイ、第三寮（定員10名）は教諭兼書記・赤津好一、保姆心得・赤津つね子である。1937年4月、第三寮の赤津夫妻は退職し、教諭樋口泰禅、保姆心得樋口とせんへ交替した。

1938年3月現在、9歳から20歳までの24名の子ども（男子23名、女子1名）が在園したが、「言語、動作の粗野は勿論、食事、入浴、其他総てが入園前の習慣がなかなか抜けないので想像以上に困難」であった。園長静永秀雄（1938）は、日中全面戦争を受けて「聖戦の目的達成の為に所有努力をしなければならぬ」と所信を述べるが、静永エイ保姆の目は「家庭の母」の「重大な任務」として「(副

食物の) 毎週献立表を作製し之を炊夫に交付し指揮監督」するなど、日々の暮らしを支えることにあった。「一日の食費(薪炭料を含まず)は20銭」で主食は「米六、麦四の麦飯」であるものの、「發育盛りの少年であるのと従来の放縱な習慣により年齢に比して多量に要求」した。さらに、保姆は「被服の洗濯、補習(修)、布団、夜尿布団の手入等」を行ったが、「夜尿癖を有する児童」が在園生24名のうち15名が該当し、1937年度中の在園生の夜尿総回数は504回に及んだという。¹²⁾

(6) 富山県立樹徳学園

1936年4月、在園生は36名で3棟の家族舎に別れて暮らしていた。1939年4月、定員が50名となって子ども数も44名に増え、家族舎も4棟となった。¹³⁾「夫婦ノ職員寮長保姆」は「父母ニ代り起居寢食ヲ共ニシ苦樂ヲ分チ」、もって「家族的生活ノ裡ニ教化薰陶ニ努」めた。

薫風寮は園長教諭・羽柴茂治(大正3.4.1教諭、昭和13.5.14園長)、保姆・羽柴コト(大正13.4.1)で、清和寮は教諭・福井一元(大正11.4.22)、保姆・福井久子(昭和9.4.1)、明芳寮は教諭・野澤文治(昭和13.6.30)、保姆心得・野澤ヤイ(同)、および誠明寮は教諭・利波静一(昭和11.11.30)、保姆・利波多美(同)であった。

保姆の職務は、「イ居室、口被服、ハ食物、ニ、理髪ト入浴、毎日曜日毎ニ爪切ヲナサル。ホ、衛生ト治療」と定められたが、「学園規程」では「保姆ハ毎週土曜日マテニ翌一週間生徒ニ給スヘキ食事ノ献立表ヲ作製(ママ)シ園長ノ検閲ヲ受クヘシ」(同第37条)とされ、「打合せノ上一週間毎ニ献立」をつくった。家族舎生活では「生活即教育」をめざし、「朝夕出入ノ挨拶」「園内外ニ於ケル言葉遣」「座作進退ノ動作」「物品ノ整理取扱方」「来訪者ニ対スル作法」の指導に力を入れた。このほか「園生心得」(同第19条)を定め保姆も下記の指導を担った。¹⁴⁾

- 一、師長ノ命令ニ服従シ長幼ノ序ヲ正シフスヘシ 二、室ノ内外ヲ整頓シ火ノ用心ヲ嚴重ニスヘシ 三、被服及物品ノ取扱ヲ丁寧ニスヘシ 四、自習時間ハ静肅ニシテ他ノ妨害ヲナスヘカラス 五、消灯後点灯又ハ談話ヲナスヘカラス

(7) 石川県立育成院

1935年春、29名(男子25名、女子4名)が暮らしていた。¹⁵⁾ 家族舎は3棟(129坪半)で男子は2寮で単独保姆が配属された。保姆は配偶者ではない寮長(教諭)とともに「宛然一家に於ける家長主婦の如き」に立ち、「生徒と起居を共にし作法訓育の指導」を行った。女子寮は保姆(兼教諭)が寮長に就いた。保姆の寮長は稀有なことであった。1934年4月、武蔵野学院の池田実道教諭が院長に着任したが、家族舎は受け持たず院長舎(28坪)に住んだ。

金城寮 15名(男子) 寮長 塚本教諭 福田保姆(昭和6年3月31日就職)

薫風寮 15名(男子) 寮長 美香美教諭 池森保姆(昭和8年6月1日同)

望湖寮 5名(女子) 寮長 石本保姆兼教諭(昭和6年4月20日同)

保姆は献立表を作成した。1933年3月23日から31日までの副食物の「献立表」の一部である。¹⁶⁾ 昭和前期では一般家庭をしのぐ食事である。貧しい生活を送ってきた子どもたちには馳走であった。

26日(月) 朝食 漬物(澤庵大根)、昼食 味噌汁(煮込みどん、葱ほうれん草、油揚げ、味噌)、
夕食 煮付(生魚、醤油、大根おろしを添ふ) 27日(火) 朝食 漬物(澤庵大根)、昼食

清汁（豆腐、葱、花がつを出し、醤油）、夕食 胡麻合（蓮根、牛蒡、こんにやく、胡麻、砂糖、味噌） 28日（水）朝食 漬物（澤庵大根、胡麻味噌）、昼食 味噌汁（青菜、油揚げ、味噌）、夕食 煮豆（金時豆、砂糖、醤油）

（8）広島県立広島学園

家族舎生活（1937）について、「園内を数家庭に分ち一家庭を十四、五名とす」として、これを「族长（教諭）及保姆（教諭の妻）の保護指導の下に」、「出来るだけ実際家庭に近似した生活をさせる」という。保姆の仕事の中で、特に食事を「教護上最も重要なこと」と位置づけた。以下、職務の一覧である。¹⁷⁾

被服 寝る時以外は洋服を着用。洗濯、補綴に留意して気持よき服装をさせる。 食事 児童の食育嗜好を満足せしめ、栄養を佳良ならしむる。常に献立の研究に留意して、毎食栄養に富む副食を与へ、間食も毎日一回づつ給する。 住居 四五人に対し一室を与へ、室の内外心地の良き様整備する。衛生 日常の病傷に伴う。隔日に入浴せしめる。寝具は時々日光消毒を行ふ。其他 祝祭日及重要記念日、正月、節句、盆、所在地氏神祭等には、教化に資すると共に慰安を与える。

このほか、「道德教育」、「宗教的教育」、「運動体育」、「娯楽」、「自治的訓練」、「家庭其他との連絡」、「娯楽」においても教諭を補佐し、または保姆自身が担った。

（9）長崎県立開成学園

1936年3月末現在、「一家族」をつくり「男職員を族长と称し、男職員の妻は保姆と呼び、一家族舎に定員十二名の児童を担任する」といい、「先生（教諭）を慈父として保姆を慈母とし」て、教諭及び保姆は寝食を共にした。43名（定員60名）が5家族舎に分かれていた。さらに、職員の家族を含めると「約八十名」が学園の敷地内で暮らしていた。¹⁸⁾ 翌1937年6月現在になると、50名（定員80名）の子どもが在園し、ほか8名が見習奉公などとして院外委託されていた。

平井正徳教諭（1936）が「学園生活の一日」を記し、「規則正しい恰も修道者に似た生活に、心身の陶冶が出来て行くのである」という。「修道者」の生活に付き添う保姆ら職員は「苦勞」の連続である。その1つが夜尿である。「ずぶ濡れになった蒲団がその儘押入に押入まれる場合もあるので保姆たるもの一寸の油断も出来ない。」ので、「一、二回夜中職員は寝間を訪ね便所にも起す」という。2つは無断外出である。「朝昼夕三回の遊歩時間が油断出来ない。無断外出と言つて園生が雲隠して職員の顔を曇らせるのは多く此の間に行はれるからだ」と記す。

一般に、子どもたちは過食であった。「米七分に麦三分、一日に平均五合以上平らげるのが普通である。朝から五、六杯平らげるのが普通である」という。「漬物が新鮮で甘い処」から園生は「学園の名物」と言つて居る」といい、保姆の漬けた漬物が「名物」となっていた。食糧に困らせないように、「漬物は無論、毎日の副食物として大根、白菜、馬鈴薯、葱類、唐芋」等を食膳に上げる工夫を行った。

暮らしの中での具体的な指導も大切である。「教護の要諦は小さな処に大を成す契機がある」という。「△△君の箸の持方が未だ変だぞ」、「○○さん御汁椀と御飯を両手に可笑しいでせう」など

と論じた。

(10) 東京府立誠明学園

1936年3月現在、39名が暮らしていた。¹⁹⁾ 1937年7月現在では62名が5寮に分散していた。²⁰⁾

表4 寮の子どもの年齢

寮名	定員	現在員	8歳	9	10	11	12	13	14	15	16
樹徳寮	8	10	0	1	1	0	1	3	2	1	1
忠愛寮	12	16	0	0	1	3	2	4	1	4	1
成器寮	12	15	1	1	4	1	4	0	3	0	1
彰風寮	8	10	0	1	2	0	1	2	1	2	1
仮寮	—	11	0	1	0	0	1	4	3	0	2
計	40	62	1	4	8	4	9	13	10	7	6

「教則並編制」(1941)を定め、「寮舎」については「各寮ニ寮長一名寮母一名ヲ置ク」(第16条)とし、「寮母之(寮長ノ職務)ヲ補佐ス」(同第18条)と定めた。保母が補佐する「寮長ノ職務」はつぎの11事項に及んだ。²¹⁾ 多岐にわたるが、保母(寮母)の職務は整理された。

- 一、日常生活ノ指導 二、休日作業ノ決定及変更 三、生徒善行並ニ異常行為ノ申告 四、生徒心身ノ急変時申告 五、退園前ニ於ケル家庭トノ連絡 六、家庭連絡上ノ許可申請 七、生徒帰宅、外出願出ニ関スル取扱 八、寮舎日誌ノ整理 九、寮舎物品ノ出納保管 十、生徒貸支給品ノ申請保管 十一、其他寮舎教育ニ関スル必要事項

「寮舎日誌ノ整理」の実際について、「寮舎日誌」(定式化されている)の一部をみる。²²⁾

1935年9月1日日曜日、雨 ○朝時 ・身体異常発病徴候ノアル生徒名 ナシ ・発病生ニ対スル処置法 遺尿者Sニ対シ本日ヨリ連続治療 ○午前 ・登校送り出 学用品、所持品 — 、服装履物検視 — 挨拶ノ有無 — ○夜 ・自習時間指導事項、指導回数 — 巡視二回、静粛ニ自習セリ ・神仏礼拝ヲ怠リタルモノ ナシ ・就寝後起床迄ノ注意事項 生徒名 S(児童名)ニ対シ遺尿ノ注意 (注、「—」は原本では空欄である)。

1937年7月末現在、62名のうち遺尿が「常習的」な者が3名、「時々の」が10名もいた。²³⁾

(11) 新潟県立新潟学園

1938年12月現在、48名(女子が6名)の子どもたちが暮らしていた。女子部は1937年から設けられたもので、家族寮舎は14、5名の男子が生活する3寮と、年少男子と女子の混合家庭寮の1寮で、「教諭は寮長となり、慈父となり、婦人は保母、慈母となり、一家族をなす」とした。「起床、就寝、洒掃、挨拶を始め、休息、自習、反省等規律的生活の中にも自ら秩序節制ある生活の基礎を陶冶する」のを目標とした。²⁶⁾ ほかに「炊事婦、小使」(原文)の各1名がおり、書記事務嘱託も寮長をしていた。4年後の1942年になると、朝日寮の職員の異動があり、寮長渡邊政司、保母心得渡邊シゲに替わった。²⁷⁾

教諭(院長・済美寮長)・森鏡壽、保母心得・森キクヨ。教諭(敷島寮長)・住吉金治、保母心得・石原タマ。書記事務嘱託(朝日寮長)・竹田諦観、保母心得竹田チセ、実業科教師(至誠寮長)・

築波秀司、準保姆心得築波ナミ

保姆も含めた教護実践における、戦後との「連続性」と「限界性（非連続性）」についてみる。²⁸⁾

(ア) 連続性 「国家の祝祭日、土地の礼祭及記念日より、正月、孟蘭盆会、月見、収穫祝等社会の情味と習慣とを体得させる」とし、「趣味と娯楽」に配慮した。各寮には「蓄音機、ラヂオ、カルタ、コリント等の娯楽用具を備へ心情の融和を図り、時折り話会、レコード鑑賞、或は映画会等を催して情操並に徳性の陶冶向上に努め」た。子どもたちの声は、春秋二回の「家庭遠足」は「最も嬉しき催の一つである」という。諸行事のほとんどは戦後の教護実践へと受け継がれた。

(イ) 限界性、非連続性 この時期の少年教護実践の歴史的な限界性がみられる。「皇恩を感謝」するため、午前5時に起床し、同6時から「朝御勤」をつとめた。子どもたちは教諭・保姆の「両親」の前で、「伊勢大廟」を遥拝し「よい臣民」となるために「真面目に働きます」と誓った。毎朝未明に起床し、冷水で身を浄めると、一同遥拝所に集合し、先づ、皇城を遥拝して皇恩を感謝し、次で伊勢大廟を遥拝し、一同合掌瞑目して、「「今日一日は正しい清い心で真面目に働きます、太神様の御照覧を願ひます」と誓を立て」た。「毎朝神前の誓詞 一 今日一日は、御天子様の御恩を忘れず、必ずよい臣民となる様心掛けませう。二 今日一日は、神仏を尊び、決して曲つた事をせぬ様心掛けませう。三 今日一日は、真面目に仕事に励み、物事を粗末にせぬ様心掛けませう。」(四、五略)

(12) 島根県立八雲学園

公営化が沖縄の次に遅かったが、1939年4月、私立島根家庭学校の校舎を借り受け創設された。同年8月に新築院舎に移転した。1941年4月より女子も受け入れたので、男女26名の子どもたちが生活していた。²⁹⁾寮舎は4棟あって「先生保姆指導ノ下ニ男女生徒十名ヲ配」し男女が共に暮らした。ほかに嘱託園医、使丁、炊事婦が各1名配置された。食事は炊事婦が炊事場（36坪）で全員の分を調理し、食堂（112坪）で職員と子どもが一同に会した。4寮のうち1寮の寮長に助手がなっており、めずらしい事例である。

孝寮 園長教諭・菊川幸夫、保姆・菊川婦美子。信寮 教諭・津川文隆、保姆心得・津川俊重。

悌寮 書記・内藤長重、助手・内藤マシ。忠寮 助手（農業主任）・小谷節之助、助手・小谷ヨシノ。

1941年4月に国民学校令が公布され、学校教育は「錬成教育ノ基礎」と位置づけられた。少年教護実践も「皇国ノ趣旨ニ則り」（1941年改正少年教護法第1条）で行うこととなって、時局の影響を直接的に受けた。「朝ノ礼拝」では「皇上陛下ノ深ク民ヲ愛憐ミ 国ヲ治メ給フ高恩ヲ知ツテ常ニ忠義ヲ尽クスベキコト」などを唱和した。保姆は教諭と共に、子どもたちの「不純なる心身の錬成」と、「皇国の道念を体得せしめ資質の向上改善を図る」ように努めた。³⁰⁾食事の時は一同で「合掌文」を唱え、「(皇上陛下ニ) 心身ヲ捧ゲ」るのを誓う時間となった。

(食前) 一滴モ天地ノ恵ミ 一粒モ勞苦ノ賜 粗末ニ使ヘバ恩ニ背キ 不足ニ思ヘバ徳ヲ失フ 生命ノ如ク大切ニ扱ヒ 世ノタメ人ノタメノ身ト心ヲ養ヒマセウ (戴キマス)

(食後) オ恵ミノ食ヲ戴キ 心豊カニ力身ニ充ツ 願クハコノ心身ヲ捧ゲテ 己ガ業ニイソシミ
誓ツテ御恩ニ報ヘマツラン

注

1) 群馬県立群馬学院『群馬学院児童診査報告書』、1938年3月。 2) 近藤基平「少年教護院に於ける保姆の任務」『児童保護』第10巻第1号、1940年1月、30頁～31頁。 3) 山内一郎「保姆任務の重要性」『児童保護』第10巻第1号、1940年1月、40頁～41頁。 4) 静岡県立三方原学園『教護七十年』、1981年3月、49頁。 5) 静岡県立三方原学園『静岡県立三方原学園要覧』、1936年2月。 6)、7) 奈良県立自彊学院『奈良県立自彊学院要覧』、1937年3月。 8) 栃木県立那須学園『那須学園要覧』、1935年7月。 9) 栃木県立那須学園『要覧』、1939年3月。 10) 池田實道「少年教護院職員の私生活並教養問題」『児童保護』第9巻第12巻、1939年12月、18頁。 11) 山梨県立甲陽学園『山梨県立甲陽学園一覧』、1936年8月。 12) 山梨県立甲陽学園『子供の樂園』、1938年3月。 13) 富山県立樹徳学園『富山県立樹徳学園要覧』、1936年4月。 14) 富山県立樹徳学園『富山県立樹徳学園要覧』、1939年4月。 15) 石川県立育成院『石川県立育成院要覧』、1935年4月。 16) 石川県立育成院『石川県立育成院要覧』、1934年3月。 17) 広島県立広島学園『入園の葉』、1937年。 18) 長崎県立開成学園『長崎県立開成学園時報』、1936年5月。 19) 東京府立誠明学園『昭和十年一月一日謹賀新年～十一年四月一日』、1936年4月。 20) 東京府立誠明学園『東京府立誠明学園報告』第一号、1937年8月。 21) 東京府立誠明学園『東京府立誠明学園一覧表(抜粋)』、1941年9月。 22) 東京府立誠明学園関係書類(1935年)。 23) 20)に同じ。 24) 東京府立誠明学園関係書類(1940年)。 25) 山口子震「院生無断退去に就て」『児童保護』第9巻第2号、1939年2月、55頁。 26) 新潟県立新潟学園『謹賀新年』、1939年1月。 27) 新潟県立新潟学園・新潟済美寮「砂上・寮報第2号」、1942年3月。 28) 新潟県立新潟学園「我が学園の概況」、1933年6月。 29) 島根県立八雲学園『島根県立八雲学園一覧』、1941年4月。 30) 島根県立八雲学園『島根県立八雲学園現在生ニ関スル調査』、1942年11月。

5 保姆からみた「保姆の役割」

(1) 岡山県立成徳学校

家族舎(家庭)は「教諭一名保姆一名生徒十名内外ヲ以テ組織ス」(1934、同学校教則第20条)とした。「家庭」における「家庭舎訓」を定めた。¹⁾それは、「一、清潔整頓をよくし心地よき気持ちになりませう。二、日に一度父母の御恩を考へてみませう。三、先生の教をよく守り正しき道に進みませう。四、友達と仲よくし人に親切を致しませう。五、よく考へて事を行ひ決して軽はずみの事を致しますまい」というもので、不良性の改善には基本的な行動指針であった。寮長を「家長」と呼んだのも特徴的である。

表5 家族舎の配置

家庭の種別	生徒数	教師の家族数	家 長	保 姆
光栄舎	9	3	菅 済治	清水 せい
智 舎	12	3	渡邊 勁	清水 せい
仁 舎	12	5	加藤 信男	加藤 操
勇 舎	12	2	坂本 時雄	坂本 章子
札 舎	8	2	濱野美作夫	加藤 操

坂本章子（1936）は「保姆の心得」をまとめている。²⁾ 坂本は自分の職務をも相対化し、等身大の保姆の実像を綴った貴重な記録となっている。内容的には、戦後へ引き継がれたものと、非連続なるものがある。

ア 連続性 女性の「特質」として「心を狭く持ち、猜忌、嫉妬、不安の念にかられ」やすいが、「自己感情の平静を期する」ことで、「母性愛を表現して院内の空気をなごやかに」することを説く。

(ア)「欠点のあらさがしをする事」ではなく、「其長所を認めて其少年を重用し愛」すこと。

(イ)「徒に理論形成」をしないで「少年等の先達となつてまめまめしく手足を動かす事」である。

(ウ)子どもを「信じ愛する」のはもちろん同僚間においても「互いに相信し相愛する事」である。

(エ)「明朗透徹の精神をもちたい」。保姆は「精神的にも物質的にも悩み」も多いが、「暗い気持」となると、「家長に心配をかけ院生の気持を暗くする」から、「ほがらかな気持で居らねばなら」ない。

(オ)子どもの「性能上一気可成」はむずかしいので、「一步一步足下を踏みしめて」進むことである。

イ 限界性（非連続性）「心得」にはこの時期の実践の限界性もあった。つぎの3点である。

(ア)「少年教護精神」の神髄は、「多くの人が捨てた少年」を「駄目ではない充分お国のために役立つ人」を育成することであり、教護の「価値創造の仕事」にあるという。

(イ) 保姆は「其教護院の社会性に順応する事が最も大切である」から院の「方針を重んじ」、家族舎の「家長斎家の方針に順応」し「心の底から」「徹底した悟りの下において従い援ける」という。

(ウ)「報恩感謝の精神」を「少年に植え付ける」ために、保姆は「神仏を信じ、先輩を崇ひ、年長を敬し、誠にすなほな心を以て日常生活を送ることである」という。

(2) 徳島県立徳島学院

「家庭的の学校」（1938）を目指し、「職員ハ院生ト起臥ヲ共ニシ家庭的ニ温情ヲ以テ之ニ接シ」て「規律的生活」を維持した。院長（教諭）・富士居力次郎（1923. 4 就任）と、保姆・富士居カオリ（1927. 9 就任）は長らく勤務した。ほかに教諭・書記・実科工手（嘱託）の各1名、院医嘱託2名がいた。³⁾

保姆の業務は、「家庭的保護」「規律的生活」「学科教育・実業教育」「德育」「体育」「娯楽慰安」「職業教育」の7領域である。⁴⁾ このうち「体育」の職務についてみると、「食事」と「衛生」を掌った。「食事」では「毎日三食毎ニ献立」をつくった。「栄養ニ注意シ毎日三食毎ニ炊立ノ飯ト朝ハ味噌汁、

昼トタハ煮菜其他ノモノヲ副食物トシテ与へ」たといい、「春秋二季ニハ遠足」の馳走づくりもあった。「衛生」では「入浴ハ隔日（夏ハ毎日）ニ之ヲナサシメ」たという。

富士居保姆(1940)は、13年間勤めた経験をもとに「保姆の任務」⁵⁾を記した。その中で、「母性愛」なる態度と「精神の教化指導」の2つの心構えを説く。いわく、「終日彼等と起居を共にしつつ」、「之を善導いたし心と心との接触之が大切と存じまして彼等に対し常に母性愛を以て接し淋しき冷を温める気持ちで彼等の世話をしてまいりました」という。ついで、思い出としては、(保姆が)腹痛のとき「年長少年某が講堂の神前へまいり礼拝黙祷して私の病の平癒を祈つてくれ」、「最年少の某は井戸端で水浴をして神に病氣平癒を祈つてくれた」ことを挙げる。

(3) 兵庫県立農工学校

1939年12月現在、男子家族舎4棟、女子家族舎1棟があった。1家族舎に20名余の子どもたちが暮らしていた。保姆白水シズエは「単独保姆」で「家族に於ける一切を一人で其任に当つて」いた。単独保姆は、「家庭(家族舎)の複雑関係」がないから、「生徒の誤つた行為を見付次第自他責任を問はず容易に叱つたり注意したり」できるという。白水は、保姆の「任務」として「児童の個性観察、躰け、作法実習、衛生、食事、炊事、衣服、娯楽」を挙げる。⁶⁾「個性観察」に専門性の芽がみえる。

ア児童の個性観察 「児童の個性及び日常生活を観察する事」がその「教養上最も大切な根本になる」を挙げる。その子どもの日々の心身の状況を観察し、それに応じた対応の大切さという。

イ作法実習 将来自活した場合の基本的な生活習慣の涵養のために行われる。「立礼、座礼、行逢の礼、建具の開閉、物品の授受法、衣類の畳方(自分の洋服寝衣)、訪問者の取次、他家族への出入、其取次、箒(外箒内箒)の使用法、雑巾の拭き方、洗ひ方、御飯の盛り方、食べ方、茶碗の洗方並拭方、箒の取方並持方、洗濯の仕方、其他言葉遣ひ、交友、遊戯中の作法等」である。

白水は、保姆の「一日の行事」(1939)を記録した。「仕事を終り生徒の安らかな寝息の聞えて来る時始めてホッとします」と綴る。⁷⁾ 保姆たる者しか実感できない表現である。

6時	生徒起床、挨拶を受ける。洗面、歯磨監督。室内、外掃除監督
7時	朝食。人員点検、服装検査、押入室内整理、整頓検査。朝食＝保姆と生徒
7時45分	登校挨拶を受け、能く勉強して来る様に注意
8時	朝礼、講堂於て。教務室にて生徒事故、学級担任報告。保姆雑事打合せ、自由時間
12時	中食に生徒帰へる、途中有様及び足拭監督
0時15分	中食 中食＝教諭二人(一週間づつ) 保母と生徒
昼休ミ	トラホーム点眼、教諭保姆二人宛交代。生徒の雑用、作業服に更衣して人員検査
1時15分	作業、保姆は一週に一度定つた日に作業監督
3時	入浴 3時半 生徒作業止め、生徒入浴一家族づつ交代。室内外掃除監督
5時半	夕礼、講堂於。夕食。雑用。夕食＝保姆と生徒 6時半 自習監督
7時半	自習終り、生徒一日反省報告を聴く 8時 生徒就床監督 8時半 生徒室消燈

(4) 宮城県立修養学園

1935年3月末現在、2棟の家族舎（61坪95）に13名の子どもたち（男子12名、女子1名）が暮らしていた。⁸⁾ 4年後の1939年9月では20名と増えた。男子職員は園長のほか嘱託教員ら3名であった。保姆制度をとらず「助手」として採用したが、職階制をとり、「臨時助手」佐藤にい（1931年8月就任）、「助手心得」瀬野尾さい（1931年8月同）、「助手」手戸まさる（1937年10月同）が配置された。このうち、「助手」が判任官待遇の保姆かと思われる。かつて「職員の一家族全部が一家族舎に園生と共に起居して」いたが、「心身共に疲れて健康を害し到底永続の可能性乏しきを経験した」ことからこれを廃し、「職員には住宅（55坪24、2棟）を与へ、宿直は交替制として充分職員の心身休養に意を用ふる」こととしたが、「教護生活には何等の支障をも来さなかつた」という。今日でいう交代制勤務の始まりでもあった。

保姆（助手）手戸まさるは、「年中行事」の折々に触れ、「盆」のときの子どもたちのすがたを記録した。⁹⁾「慈母」たる保姆の目が、「国家の柱石」を願うところは歴史の制約がみえる。

盆こそ園児には楽しみに待つ年中行事の一つです、「奥さん何時から盆火を焚くんですか」と十日頃から私へ話しています、十三日の午後から盆棚が飾られます、…子等はレコードに合せて思ひ思ひの軍歌、流行歌、行進歌など十六歳を頭に十歳迄の二十人からの園児は一人残らず歌ひます、私（保姆）もとび出しては「サア円くなって」と陣円を作り学校で習つた鳩ポツポ、牛若丸、桃太郎などの遊戯を共に歌ひ共に踊つて夜の楽しみは尽くすべくありません。…「やがて人として、国家の柱石となる」と考へそこに及べば、自分の仕事を必々有難く思ひます。

1939年9月現在の「生活の一日」から、保姆の「食事指導」をみる。食事は「県栄養技手及保姆指導の下に」取り組まれ、保姆は食事のときの「行儀作法」の指導のほか、偏食の「矯正」にも心を配った。主食は「白米七分、麦三分」の「満腹主義」をとり、汁や香の物は実習地で収穫した「大根、菜類、茄子、胡麻、京等で大概、節の野菜」を用いた。「二、三日の中一度は魚類、肉類」が食膳に上るようにした。つぎは「朝ノ食卓」の祈りである。食事の時間に「御恩」の心を染み込ませた。

箸取らば、天地聖代の御恵み、祖先や院の恵を味へト食事訓ヲ朗誦シテ、一同「戴キマス」ト言ツテ食事ヲ始メル。偏食児ニハ加工ヲ変ヘテ、矯正的ニ其ノ癖ヲ直サシメルノデ、総テハ食卓ニ盛ラレルモノハ何デモ戴ケルヤウニナル。楽シイ食事ヲ終ヘレバ又箸置かば、高き御恩に報ゆなん、日々の勤を振り返りつつト齊唱シテ食卓ヲ離れる。（原文）

(5) 福井県立金橋学校

1938年3月現在、38名（男子35名、女子3名、定員男女40名）が在院した。3寮の家族舎をもち、一家族舎には13、4名の子どもが暮らした。各舎は、「一小部落の形をなして互いに密接なる親睦のもとに相互扶助としての交渉を続け以つて社会生活の基礎教育をなす」とした。各家族舎には、「校長兼教諭鈴木一雄・保姆鈴木たね、教諭辻文丸・保姆心得辻ミツエ、教諭計良盛亨、保姆心得計良たみ」が配置された。¹⁰⁾ 各舎の保姆が「年長女子ノ実業実習ヲニ於テ担当」した。¹¹⁾ 保姆は、四大節（拝賀式、紀元節、天長節、明治節）や他の年中行事の準備に追われた。子どもたちは、保姆がつくる馳走に「家庭団欒の真味を味は」った。ほかに書記、農夫、炊婦、小使の各1名、校医（依

嘱)も1名がいた。

保母心得の計良たみは、ある子どもに関する記録を残し、自らの仕事を「聖職」と受けとめた。¹²⁾

(入所前の様子) 駅のベンチ、活動写真館の軒下、埃箱の中これ等がA児の寝所だつたのです。手も足も幾日も風呂へ這入つたこともないらしよごれて、落付(着)のない態度…。

(学校生活) 此の子が一人前の人になれるかしら?と思はず嘆息を漏らすことも幾度ありました。「サクラガサイタ。サクラガサイタ」と幾日くり返してよみましたことか。かくしてだんだん…ニコニコと可愛い笑顔の少年にかはってゆきました。他生徒が遊んでいる食後の休憩時間にもよく勉強しています。彼が入学して一年数ヶ月しかありませんのに、尋常三年の課程を既に終へて只今は四年の程度になって居ます。…それと共にこの聖職の尊さをつくづくと感得しています。(中略)今四十名近い子供達も夫々に眠れる魂をよびさまされつつ…教育の力、教育に依って人間本来の面目を顕現されてゆくものなることを強く感ぜしめられます。(原文)

(6) 茨城県立茨城学園

1937年5月現在、4寮のもと37名の子どもたちが生活していた。教諭・保母(心得)の夫婦が「起居寝食を共にし」、「家庭的温情味」のもと、子どもたちの「良心の発露に努めて居」た。¹³⁾1938年ころ、当時の保母(心得)が、戦後、「思い出」(1980)として、「丁度その頃、支那事変が、起きまして、農夫の〇〇さんが、召集された事が、とても悲しく思い出されます。毎朝、子供達と一緒に、勇ましい進軍歌を、歌ったもので…忘れることが出来ません」(原文)¹⁴⁾と、綴っている。

注

1) 岡山県立成徳学校「写真でつづる百年のあゆみ」、18頁。岡山県立成徳学校「成徳」第1号、1935年1月。 2) 坂本章子「保母の心得」(非公刊)、1936年。 3) 徳島県立徳島学院『徳島県立徳島学院要覧(昭和八年六月一日調)』、1933年。徳島県立徳島学院『徳島県立徳島学院要覧(昭和十年三月一日調)』、1935年。 4) 徳島県立徳島学院『徳島県立徳島学院要覧(昭和十三年九月一日調)』、1938年。 5) 富士居カオリ「少年教護院保母を勤めて得たる体験の一端」『児童保護』第10巻第1号、1940年1月、32頁～35頁。 6)、7) 白水シズエ「家族舎に於ける保母の任務と活動」『児童保護』第10巻第1号、1940年1月、36頁～39頁。 8) 宮城県立修養学園『宮城県立修養学園の沿革と概況』、1935年3月。 9) 宮城県立修養学園後援会『修養学園の参拾年』、1941年10月、6頁～9頁。 10) 福井県立金橋学校『福井県立金橋学校一覧表』、1938年3月。 11) 北信五県少年教護院保母研究会(1936.5)『児童保護』第11号第6号、79頁。 12) 福井県立金橋学校『少年教護』第1号、1938年9月1日 13) 茨城県立茨城学園『茨城学園要覧』、1937年5月 14) 茨城県立茨城学園『創立70年の歩み』、1980年3月、36頁

6 まとめ

保母は「在院者ノ教護ヲ掌ル」と規定され、法的に専門職として認められた。他方、保母を置かないこともできたので、制度上の不安定さを免れなかった。資格、待遇面では、「判任官待遇ノ保

母」とそうでない者とが混在し、専門職としては過渡的な時期であった。本稿では、「待遇」を受けた保姆の実数、「保姆制度」をとらないときの待遇、さらに単独保姆の実態等は十分把握できなかったので別途検討する。

ところで、保姆研究会等が実施され、家族舎生活での教護実践について議論する機会があったことは職務の専門性を高めるのには意義があった。役割も保姆が主務とするものと、院長・教諭を補助するものとがほぼ明らかになってきた。ただし、教諭に「順応」し「従い援ける」ことを本旨とした。この時期の保姆の役割には社会的・歴史的な「限界性」「非連続性」があった。少年教護法が目指した教護目的は、不良の子どもも「畏くも陛下の赤子」であるから、「保護し、之を感化して一日も早く世間並の人たらしむること」、すなわち、将来、「独立自営」して「皇恩」に応えられる人づくりであった。当初、「個性ニ適応セル」実践が模索されたが、戦時厚生事業下では「個人主義」と批判され、戦争遂行のための「人的資源供給」の事業として収斂した。「錬成教育」による実践が主となり、のちに勤労奉仕の作業に追われた。保姆の職務もこのような歴史が要請する教護目標のもとで行わざるを得なかった。

他方、「母たる愛と主婦たるの権能」は、いかなる時代であっても変わらぬ役割であった。子どもたちの荒れた心を受けとめ、住む、食べる、着ることを保障した安全・安心感のある暮らしづくりは、どのような時であっても求められるものである。これが保姆の職務における「連続性」であり、やがて、戦後の教護院の教護実践における「共にwithの精神」として受け継がれた。

今後、この二面性について更なる検討が求められる。保姆たちの大半は、戦後の児童福祉法のもとで教護院の教母となった。かつての自らの教護実践に内包していた「非連続」なるものをどのように止揚してきたのかが問われる。